

# BTMU 中国月報

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

第 143 号 (2017 年 12 月・2018 年 1 月)

## ■ 巻 頭 言

- ◆ 中国の GDP が米国を抜く日  
三菱東京 UFJ 銀行 常任顧問 柳岡広和

## ■ 特 集

- ◆ 最近の環境汚染取り締まりと日系企業への影響  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 ..... 1

## ■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し  
三菱東京 UFJ 銀行 経済調査部 ..... 7

## ■ 人民元レポート

- ◆ 人民元為替市場の 2017 年レビューと 2018 年の展望  
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 ..... 10

## ■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 35 回  
～中国進出における CEPA の優位性と最新の動向  
三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室 ..... 15

## ■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国税関が実施するロイヤリティ調査の現状について  
KPMG 中国 ..... 19

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



## 中国の GDP が米国を抜く日

三菱東京UFJ銀行  
常任顧問 柳岡広和

年の始めなので夢の話をするをお許し願いたい。

西暦 2030 年 3 月某日、中国の GDP が発表され、米国の GDP を追いついたことが判明する。米中間の経済関係も中国の対米貿易赤字と中国の米国企業爆買いが焦点になっている。米中間の摩擦がこれまで以上に大きくなって政治問題となっている中、米中の留学生はアメリカ人の中国留学の方が上回った。第 19 回党大会で掲げた 2035 年の社会主義の現代化の目標も前倒しに達成しそうだという。企業の債務問題は金融改革によりかなりの改善。供給過剰問題も鉄鋼を皮切りにほぼ問題解消となった。年収 2300 元以下の貧困層は 2020 年に解消。新しい戦略都市「雄安」では市内の交通手段は全て EV 車の自動化運転となり、街での支払いは電子マネーになっている。更に地域暖房は殆どが地熱発電でまかなわれるエコ、スマートシティになっている。格差、環境、土地問題は改善が進んでいるが社会ニーズの高度化で更なる改革が必要だという。さて、その時日本はどうなっているのだろうか？不安になって資料を求めて図書館に行くと、まず目に付いたのが「中国経済は崩壊する」という本であった。日本について書かれた本が見つからないと焦っているところで目が醒める。

これは夢の話ではあるが、もしかすると一部は現実のものになるかもしれない。現在中国の成長率は 6.5%、アメリカの成長率は 2% であるが、この成長率がそのまま続くと、12 年後に米中の GDP はほぼ同じ規模になる。おそらく現実的には中国経済の成長率はもう少し減速すると思うが、それでも米国に迫る規模にはなっているであろう。今から 10 年前の 2008 年、中国の GDP は日本にほぼ追いついたが、21 世紀を迎えたばかりの 2000 年頃はまだ 4 分の 1 以下で中国が日本の GDP に追いつく話をイメージ出来る人は殆どいなかった。むしろ本屋に行くと、「中国経済崩壊論」の本が多数を占める時代であった。第 19 回共産党大会が終わって政治体制がさらに強固になり、2035 年、更に今世紀半ばまでの中国発展のロードマップが明らかになり、この夢の話は俄然現実味を帯びてきている。もしこの夢が現実となるとしたら、この 2030 年までの 12 年間、私たちは中国との付き合い方をどうするのか考えておきたい。中国は世界第 2 位の GDP を持ちながらも、世界の発展途上国の旗手を標榜し、日本とは政治経済体制、商習慣が大きく違うので理解するのはなかなか難しい。安易に日本の基準で物事を判断すると見誤るかもしれない。中国でビジネスを行うのは日本の企業にとってリスクを伴うものであるが、規模が大きいうえに変化が激しいマーケットなので、リスクはあるがそのリスクに見合った商機も数多くある。日本の企業が中国経済成長の大きな果実を取り込むためには、中国の状況、リスクを的確に把握して対応する努力が必要である。それにも増して日系企業が安心して経済活動がおこなえる環境作りが重要であり、そのためにも最近改善の兆しのある日中関係が更に良くなることを期待したい。

**エグゼクティブ・サマリー****特集 「最近の環境汚染取り締まりと日系企業への影響」**

◇党中央と国務院による地方への環境専門査察が2015年末頃から試験的に実施され、16年7月から17年9月まで全国31省・自治区・直轄市すべてで正式に実施。立件処罰された企業は2万3千社に上るといわれる。今回の査察は一巡したが、今後も中央・地方レベルで継続されると見られる。

◇最近の取り締まりは特に北京・天津を中心とする華北地区の大気汚染が重点。2017年夏以降は全国範囲で揮発性有機化合物の排出規制が強化。さらに、法令違反企業に対する是正命令、罰金に加え、生産停止命令に関する規則が近々改訂される予定。草案では当局の企業に対する生産停止命令基準が厳格化され、今後、生産停止を命じられる企業の飛躍的増加が予想される。

◇こうした環境汚染取締りは原材料・資材価格の高騰や調達・外注加工先の生産停止をもたらすなど、日系企業の経営への影響は極めて大きい。同時に、生産を続けられている企業にとっては売上拡大の商機となり、それらの製品を原材料とする企業にとってはより付加価値の高い製品を生み出す機会ともなるが、そのためには積極的かつ恒常的な環境対策への取り組みが求められる。

**経 済 「中国経済の現状と見通し」**

◇2017年7-9月期の実質GDP成長率は前年同期比+6.8%と前期(同+6.9%)から小幅に低下。個人消費は堅調を維持し景気を下支えしているが、過剰生産能力の調整に加え、環境規制の強化が鉱業・重工業を中心に生産・投資への下押し圧力となり、減速感はやや強まる方向にある。

◇5年に1度の重要会議である共産党大会閉幕後も、社会の安定を念頭に成長維持への目配りが想定されるほか、政府には景気下支え政策を打ち出す余力があり、個人消費も安定拡大基調にある為、2018年にかけて減速しつつも通年で前年比+6%台半ばの実質GDP成長率確保が予想される

◇7月の全国金融工作会议で新設が決定した「金融安定発展委員会」は銀行、証券、保険に分かれた金融監督を連携させ効率を高める位置付けで、構造調整の進展とシステミックリスクの回避を目指す習政権のスタンスを窺わせ、その成否は中長期的な中国経済の帰趨に大きく影響してこよう。

**人民元レポート 「人民元為替市場の2017年レビューと2018年の展望」**

◇2017年の人民元為替相場は、世界的な政治リスク要因を抱えながらも、米国の株高や中国の景気底打ちなど総じて景気が明るさを取り戻していくなか、資本流出規制、為替介入、人民元の間値設定ロジックの変更など当局の様々な規制や政策を背景にこれまでの元安トレンドが終焉。

◇人民元のレンジ相場に変化をもたらした5月の中間値算出方法の変更は、人民元高方向への明確なバイアスを算出モデルに追加したもので、その背景には当局が外需主導から内需主導へと着実に進む中国経済の構造変化を感じていたことが推測される。

◇2018年の人民元為替相場は、各種規制が段階的に撤廃され、経済成長が6.5%の目標に収束し幾分減速するなか、双方向に動きながらの緩やかな人民元安基調を予想する。

◇人民元国際化については、2016年に人民元が加入したSDRの構成通貨の見直しが2021年に行われる時に人民元の国際的に信任された主要通貨実現、という時間軸も考えられるかもしれない。

## **連載** 「華南ビジネス最前線 第35回～中国進出における CEPA の優位性と最新の動向」

☆本年6月28日、香港政府と中国商務省は「中国本土と香港の経済・貿易関係緊密化協定」(CEPA)の枠組みの下、新たに「投資協議」と「経済技術提携協議」に調印。前者ではネガティブリストにある26項目以外の非サービス業への投資において中国内国民待遇を供与。後者では「一带一路」「粵港澳大湾区」のプロジェクト参加にあたり、中国とのより緊密な協力推進を奨励している。

☆一方、外商投資企業の中国進出のハードルは年々低下、中でも自由貿易試験区は一般地域より低い条件での市場参入が可能となっているが、法務、通信、医療、文化等のサービス分野やネガティブリストにある非サービス業では未だCEPAの枠組みに優位性がある。

☆外商投資企業がこうした新たな開放分野での巨大マーケット中国への進出検討にあたっては、香港サービス提供者としてCEPAの枠組みでの進出の優位性を確認し、積極的に香港拠点を活用した投資スキームを構築することも一つの選択肢と考えられる。

## **スペシャリストの目**

### **税務会計** 「中国税関が実施するロイヤリティ調査の現状について」

☆中国税関は直近2年間にわたり、ロイヤリティに対する輸入税金の追徴調査を実施。調査の対象は従来の製薬、化学工業、自動車部品業等の外資が中心だったのが業界範囲が拡大。一方で、「自主的な開示」規定など、調査プロセスと審査に対する新しい管理手法も導入されている。

☆ロイヤリティについては税関総署第213号令「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」が規定しているが、運用において税関と企業の見解の相違が生じている。本年5月に世界税関機構が発行したロイヤリティの取扱事例に関するアドバイザリー・オピニオン4.17は、今後の中国の類似事案の取り扱いに有用な情報を供するものとなる。

☆企業としては、ロイヤリティ契約のレビュー、ロイヤリティ料率決定の資料準備等の対応が望まれる。また、本社、中国統括会社、現地法人が、事前、事中、事後の共通作業によって、問題の事前防止、リスクの最小化、影響の拡大を防ぐための事後対応が必要となる。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2018年1月25日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



## 最近の環境汚染取り締まりと日系企業への影響

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介

中国では2012年に習近平政権が登場して以来、環境汚染改善への取り組みが強化されているが、特に2016年後半から“強烈”とも言える厳しい取り締まりが行われており、日系企業にも多大な影響を及ぼしている。今回はその状況について紹介したい。

### 1. 最近の環境汚染取り締まりの動向

#### 1) 中央環境保護査察の実施

環境汚染取り締まり強化のきっかけとなったのは、党中央と国務院による地方への環境専門の査察（以下、中央環境査察という）の実施である。これは、2015年8月に習近平総書記が組長となっている「中央全面深化改革小組」の会議で決定されたもので、その目的は地方の党・政府幹部の環境保護への取り組み状況を査察し、環境汚染に対する責任を追及することとされている。これが地方の党・政府を震え上がらせ、最近の環境汚染取り締まりの強化となって現れている。

中央環境査察は、「環境保護査察方案（試行）」という非公開の計画に従って実施された。報道によれば、2015年末から16年初めにかけて大気汚染が特に深刻な河北省で試験的に行われ、その後、16年7月から17年9月まで1年余りにわたって全国31省・自治区・直轄市すべてで正式に実施された。査察の期間は、各省・自治区・直轄市とも約1ヵ月である。そのやり方は、査察チームが地方の各級党委員会・政府の報告、住民からの通報などを受け、幹部からの事情聴取や現場への立ち入り調査を行い、重大な環境汚染を起こした企業を直ちに処罰し、幹部の責任を追及するというもので、まさに汚職取り締まりと同様に、習近平総書記の威信を背景とした強権的な手法が採られている。

最終的に立件処罰された企業は2万3千社以上、処分された幹部は1万5千人余りに上るといわれる。従来、全国で最も厳しい環境取り締まりが行われている上海市でも、立件処罰された企業約900社、処分された幹部56人を出している。処分された幹部は、国有企業や政府事業体の幹部も含まれるが、主には党・政府の幹部とされる。

今回の中央環境査察は一巡したが、これは党中央と国務院が「環境査察制度」として決定し、地方の実施を促すために実施したものであることから、今後も中央・地方レベルで継続されると見られる。各地方では、中央環境査察が決定されてから取り締まりが強化されているが、それによって処罰された企業は中央環境査察の際に処罰された企業をはるかに上回っている。

#### 2) 華北地区での大気汚染取り締まり

最近の環境汚染取り締まりは、特に北京・天津を中心とする華北地区の大気汚染が重点とされている。この地区は、北京・天津・河北及び周辺地区の大気汚染伝播都市、あるいは“2+26”都市と称されている（注1）。

この取り締まりは、政府が公布した計画や通知に従って行われている。2017年2月に全体計画である「2017年大気汚染防止活動計画」が発表された後、8月に各都市の大気汚染改善の目標値と具

体的な“工程表”を添付した「行動計画」が発表され、さらに11月には重点業種で秋冬季のピークアウト生産を指示する通知が發布された（注2）。

「2017年大気汚染防止活動計画」では、以下のように重点活動とそれぞれの達成期限が示されている。

- ① 17年の暖房期（11月15日）までに鉄鋼の過剰生産能力削減を完了する。重点地区は廊坊と保定とする。
- ② 17年10月までに“小散乱汚”企業の取締りを完了する\*。
- ③ 冬季のクリーン暖房計画を実施する。北京、天津、廊坊、保定では10月末までに“石炭暖房禁止区域”の建設を完了する。
- ④ 10月末までに小型石炭ボイラーを淘汰する。
- ⑤ 汚染物質排出許可管理を全面的に推進する。火力発電企業は6月末まで、鉄鋼・セメント企業は10月末までに企業への排出許可証の発行を完了する。
- ⑥ 揮発性有機物（VOC）の総合処理を実施する。石油化学、化学（医薬・農薬等）、工業塗装（自動車製造・機械設備製造・家具製造等）は10月末までに基本的に完了する。
- ⑦ 暖房期（17年11月15日～18年3月15日）の減産を実施する。電解アルミ工場は電解槽の数量で30%減産、酸化アルミ企業は生産ライン数で30%程度減産、カーボン企業は特別排出制限値に達しない企業は全面停止、達した企業は50%以上減産とするなど。

\* “小散乱汚”企業とは、産業政策・産業配置計画に適合しない（散）、違法な建設や生産・経営を行っている（乱）、汚染物質排出基準に達しない（汚）小型企業をいう。

この計画では、10月までに“小散乱汚”企業の取り締まりを完了するとされているが、報道によれば、6月末までに17万6千社が摘発され、これらは9月末までにすべて閉鎖されたという。これらの企業はほとんどが工業企業と見られるが、この地区の工業企業数は北京市、天津市及び河北省だけでおよそ20万社と言われているので、閉鎖された企業は全体の半数以上ではないかと推測される。

また、最近のピークアウト生産の通知では、以下のように業種毎に減産の期間と量が指示されている。

- ・鉄鋼：暖房期間中（2017年11月15日～18年3月15日、以下同じ）、唐山、邯鄲、安陽等の重点都市は高炉生産能力で50%減産。
- ・コークス：2017年10月1日～2018年3月31日の間、コークス排出時間を36時間以上（区を設置する大都市では48時間以上）とする。
- ・鍛造：排出基準に達している電炉、天然ガス炉を持つ企業以外は暖房期間中、生産停止。
- ・セメント：暖房期間中、生産停止。
- ・焼成煉瓦窯、セラミック、ガラス綿：暖房期間中、天然ガスを燃料とする企業を除き、生産停止。
- ・岩綿：暖房期間中、電炉を除き生産停止。
- ・石膏ボード：同上。
- ・電解アルミ：暖房期間中、電解槽の数量で30%以上減産。
- ・酸化アルミ：暖房期間中、生産ライン数で30%以上減産。
- ・カーボン：暖房期間中、特別排出制限値に達しない場合、生産停止。達した場合は生産ライン数で50%以上減産。
- ・非鉄金属再生：暖房期間中、鍛造工程は50%減産。

以上の取り締まりは18年春までで終了することになっているが、効果が目に見える形で現れなければ、その後も継続されることは確実である。

### 3) VOC 排出規制の強化

一方、2017年夏以降、全国範囲で本格的な揮発性有機化合物(VOC)の排出規制が行われており、多くの企業に影響を及ぼしている。VOCは、オゾン(O<sub>3</sub>)と微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の元となる物質で、塗料、染料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、有機溶液、ガソリンなど幅広い産業で使われている原料や補助材料に含まれるものである。

この取り組みは、17年9月に発表された第13次5ヵ年計画期間(2016~20年)のVOC排出削減に関する計画(注3)に基づいているが、これは13年9月に発表された「大気汚染防止行動計画」の第2弾と言うべきものである。

前の行動計画は17年末までの実施期間で、それまでにPM<sub>2.5</sub>濃度を北京・天津・河北地区で25%前後、長江デルタ地区で20%前後、珠江デルタ地区で15%前後削減し、全国の大中級市での浮遊粒子状物質(PM<sub>10</sub>)濃度を12年比で10%以上削減することなどが目標とされていた。この目標はすでにクリアしたとされるが、しかし依然としてPM<sub>2.5</sub>濃度が高い水準にあり、北京・天津・華北及び周辺地区では「国家空気質二級標準」という一般地区に適用される基準を超えさらに上昇傾向にあるため、新たに計画が策定された。

この計画の目標は、重点地区と重点業種を指定し、そのVOC排出総量を15年比で10%以上削減するというものである。

重点地区は、北京、天津、河北、遼寧、上海、江蘇、浙江、安徽、山東、河南、広東、湖北、湖南、重慶、四川、陝西の16省・市で、主要な省・市がすべて含まれている。

重点業種・分野は、石油化学、化学(製薬、農薬、石炭化学、ゴム製品、塗料、インキ、接着剤、染料、プラスチック助剤、ゴム助剤、日用化学など)、包装印刷、工業塗装(コンテナ、自動車、木製家具、船舶、工事機械、鉄鋼構造物、コイル材などの塗装)とされ、重点汚染物質は芳香族炭化水素、オレフィン、アルキン、アルデヒドとされている。

VOC排出削減の取り組みについては、多方面にわたって述べられているが、企業への取り締まりに関わる主な記載をまとめると、以下のように“強烈”である。

#### 1) “散乱汚”企業に対する処理

- ・北京・天津・河北の大気汚染伝播都市では、17年9月末までに一斉検査の上で分別処理を完了する。  
(淘汰する企業に対しては水・電気の供給停止と原料・製品・設備撤去を行い、移転改造・昇級改造をさせる企業に対してはスケジュールと責任者を明記にした計画を策定するなど)
- ・その他の都市では、17年末までに一斉検査を完了し、18年末までに分別処理を完了する。

#### 2) 化学工業に対する処理

- ・北京・天津・河北の大気汚染伝播都市で、17年末までに重点業種(上記)の排出規制強化を完了する。
- ・木製家具製造業では20年末までに水性・紫外線硬化塗料への代替比率を60%以上、水性接着剤への代替比率を100%とする。
- ・工事機械製造業では、20年末までに高固形分塗料・粉末塗料の使用比率を30%以上とする。
- ・鉄鋼構造物製造業では、20年末までに高固形分塗料の使用比率を50%とする。

## 3) 工業塗装に対する処理

- ・18年末までに重点地区(上記16省・市)の重点業種(上記)での排出規制強化を完了し、北京・天津・河北の大気汚染伝播都市では17年末までに完了する。

## 4) 包装印刷業に対する処理

- ・VOC排出が無いか少ない原材料・補助材料(水性・大豆ベース・エネルギー硬化のインキと接着剤、洗浄剤、ファウンテン溶液、洗車用水、コーティング溶液など)を使用する技術・設備の使用の普及、排気収集、乾燥技術改善、末端処理施設建設などにより全過程制御を実現する。重点地区では2018年までに完了し、北京・天津・河北の大気汚染伝播都市では17年末までに完了する。
- ・19年末までにVOC排出が無いか少ない原材料・補助材料(上記)への代替比率とプラスチック柔軟包装分野での無溶剤・水性ゴムなどの複合技術への代替比率を60%以上とする。

## 4) 生産停止命令に関する規則の改訂

企業が環境関連の法令や基準に違反した場合、通常は環境保護部門から是正命令と罰金が科されるが、情状が重大な場合は生産停止処分を受ける。その生産停止命令に関する環境保護部の規則が近々、改訂される(注4)。

17年10月末にパブリックコメント募集草案が公開されたが、この草案では環境保護部門が企業に生産停止を命じることができる状況について、新たに①汚染物質排出許可証を取得していない場合、②1年以内に国家と地方の排出基準を超え、是正するまで日割りで罰金を加算する処罰を受け、なおも排出基準を超えている場合、③汚染源のオンライン自動モニタリングデータが30日以内に累計で5日排出基準を超えた場合などが追加されている。また、生産停止期間も、現行規則の3ヵ月以内から一律3ヵ月とされている。

これらの規定は、そのまま正式な規則に採用される可能性が高い。「環境保護法」の改正(2015年1月1日改正法施行)により、地方の県・市クラス的环境保護部門の処罰権が拡大されたこともあり、今後、生産停止を命じられる企業は飛躍的に増えることが予想される。日系企業でも排出基準超過で処罰される企業が増えているので、注意を要する。

## 2. 日系企業への影響

## 1) 原材料・資材価格の高騰

上記のような環境汚染取り締まりは、日系企業にもさまざまな面で影響を及ぼしている。

まず中国内での原材料・資材価格の高騰がある。国家統計局の統計(注5)を見ると、以下のように特に鋼材、非鉄製品、化学品、石炭、板ガラス、紙パルプの価格が大幅に上がっている。

品目	2016年12月下旬	2017年11月中旬	上昇率
線材	3,369 元/トン	4,306 元/トン	27.8%
シームレスパイプ	4,249 元/トン	5,342 元/トン	25.7%
山形鋼	3,469 元/トン	4,404 元/トン	26.9%
電解銅	44,729 元/トン	53,165 元/トン	18.9%
アルミインゴット	12,960 元/トン	15,277 元/トン	17.9%
亜鉛インゴット	20,858 元/トン	25,720 元/トン	23.3%
カセイソーダ	925 元/トン	1,399 元/トン	51.2%
無煙炭	903 元/トン	1,126 元/トン	24.6%
フロート板ガラス	1,541 元/トン	1,727 元/トン	12.1%
漂白化学パルプ	4,088 元/トン	4,540 元/トン	39.0%

鋼材、銅、アルミ、板ガラスは、以前から政府が生産能力過剰として設備淘汰を進めているもので、特に16年後半から上昇傾向にあったが、環境汚染取り締まりがそれに拍車をかけたものと思われる。一方、無煙炭（練炭、コークス、カーバイドの原料となる）、カセイソーダ（洗浄剤や工業廃水などの中和剤の原料となる）については、明らかに環境汚染取り締まりが影響している。

中国メディアによると、ほかにも再生プラスチック、カーボン、基礎化学品（水酸化ナトリウム、プロピレンオキサイド、アニリン、エピクロロヒドリン、エポキシ樹脂、トルエンジイソシアネート、シリコンなど）が17年夏以降に価格が高騰しているという。上記の基礎化学品は、洗浄剤、中和剤、顔料、染料、ゴム薬、塗料、接着剤などの製品の原料となるもので、これらはVOC排出規制の影響だろう。

こうした価格高騰によって、上記のような原材料を使用している企業にとっては大幅なコスト増となっている。

## 2) 調達、外注加工への影響

上記の価格高騰は、環境汚染取り締まりによって生産停止となった工場が多いことによるが、そのことは同時に生産品の供給不足をもたらし、日系企業の部品調達や外注加工にも影響を及ぼしている。

17年9月には、ドイツ系大手自動車部品メーカーのシェフラー中国が、原材料を調達している上海の地場メーカーが環境法令違反で生産停止処分（電力供給停止、生産設備撤去）を受けたため操業できなくなったとして、上海市政府に支援を要請したと報じられた。中国メディアによれば、シェフラー中国は中国の自動車メーカー49社、200車種余りに部品を供給し、その操業停止は300万台以上の自動車の生産に影響するということだが、上海市政府は、生産停止処分は16年11～12月の中央環境査察によって工場建設時の環境影響評価手続きを行っていないことが発覚して閉鎖と決まったもので、その後、シェフラーとの対応協議のための十分な時間を与えたにも関わらずそのまま生産を続けたとして、生産停止処分は変更しないとしているという。「特例は一切認めない」という厳しい態度である。

日系企業については、これほど大きな影響を被った例は聞かないが、原材料・部品の調達先が生産停止になり、あるいは外注先のメッキ工場が閉鎖され、代替先を探すのに苦労している企業は少なくない。多くの日系企業にとって、サプライチェーンの再構築が課題となっている。

## 3) 環境違法行為による処罰

2016年からの環境汚染取り締まりによって、処罰される企業が増えている。環境保護部によれば、16年の環境違法処罰件数は約12万5千件で、15年比で3割近くも増えている。処罰の内容は大半が是正命令と罰金か罰金のみだが、是正命令に応じない場合は、是正されるまで日割りで罰金加算、閉鎖・差し押さえ、生産停止、行政拘留、司法機関への移送という重い処分となる。これらの「五類案件」の合計件数は約2万3千件で、15年比で9割増である。17年については、総数は明らかでないが、「五類案件」は9月までで約2万9千件、前年同期比約5割増となっている。

こうした中、日系企業でも処罰される企業が増えている。政府の情報公開が進んでいる上海市では、環境違法行為で処罰された企業名が毎月公表されているが、これによると、16年は全体で3200件余り、このうち日系企業と見られるのは46件（42社）、17年は10月までで全体が約3900件、日系企業と見られる企業は59件（51社）と、やはり大幅に増えている（注6）。これらの日系企業は、生産停止命令を受けた企業が2社ある（いずれも大気汚染防止法違反）ほかは、是正命令と罰金か

罰金のみという比較的軽い処罰で済んでいる。

しかし、是正命令を受けた場合には、原材料の変更や排出抑制のための設備投資が必要となるだけでなく、是正されるまで部分的にせよ生産ができなくなるため、経営への影響は極めて大きい。環境規制に不安のある企業は、早急に自社の状況をチェックし、対策を講じることが必須である。

以上のようなマイナスの影響の半面で、プラスの影響もある。環境汚染取り締まりによって多くの企業が生産停止となっている中、生産を続けられている企業にとっては売上拡大の商機となっている。また、それらの製品を原材料として使用している企業にとっては、生産コストの増大となるが、より付加価値の高い製品を生み出す機会である。ただし、これを現実のものとするためには、積極的かつ恒常的に環境対策に取り組んでいくことが求められている。

(注1) “2+26”都市の2都市は北京市と天津市で、26都市は河北省の石家荘、唐山、廊坊、保定、滄州、衡水、邢台、邯鄲の8市、山西省の太原、陽泉、長治、晋城の4市、山東省済南、濰博、済寧、德州、聊城、濱州、荷沢の7市、河南省の鄭州、開封、安陽、鶴壁、新郷、焦作、濮陽の7市を指す。

(注2) 「北京・天津・河北及び周辺地区2017年大気汚染防止活動計画」(環境保護部等国务院4部門及び6省・直轄市政府、2017年2月17日発布・実施)。

[http://dqhj.mep.gov.cn/zcfg/201709/t20170915\\_421697.shtml](http://dqhj.mep.gov.cn/zcfg/201709/t20170915_421697.shtml)

「北京・天津・河北及び周辺地区の2017～2018年秋冬季大気汚染総合統治堅固攻略行動計画」(環境保護部等国务院10部門及び6省・直轄市政府、2017年8月18日発布・実施)。

[http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201708/t20170824\\_420330.htm](http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201708/t20170824_420330.htm)

「“2+26”都市の一部工業業種の2017～2018年秋冬季ピークアウト生産の展開に関する通知」(工業・情報化部弁公庁・環境保護部弁公庁、2017年11月1日発布・実施)。

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c5892995/content.html>

(注3) 「“十三五”揮発性有機化合物汚染防止活動計画」(環境保護部、国家発展改革委員会など国务院6部門、2017年9月13日発布・実施)

[http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201709/t20170919\\_421835.htm](http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201709/t20170919_421835.htm)

(注4) 「環境保護主管部門生産制限、生産停止改善実施弁法(意見徴収稿)」(環境保護部、2017年10月30日発布)

[http://hj.mep.gov.cn/dtxx/201710/t20171030\\_424293.shtml](http://hj.mep.gov.cn/dtxx/201710/t20171030_424293.shtml)

(注5) 「流通分野重要生産資材・原材料市場価格変動状況」。50品目について、全国24省・自治区・直轄市の取引市場200余りで卸売・代理業者約1700社にモニタリングを行っているもので、国家統計局が10日毎に下記のサイトで公表している。

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/>

(注6) 処罰企業リストは、上海市環境保護局の下記のサイトに掲載されている。

<http://www.sepb.gov.cn/fa/cms/shhj/shhj2060/index.shtml>

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部

池上隆介

住 所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：[r-ikegami@murc.jp](mailto:r-ikegami@murc.jp) TEL：03-6733-3948



中国経済の現状と見通し

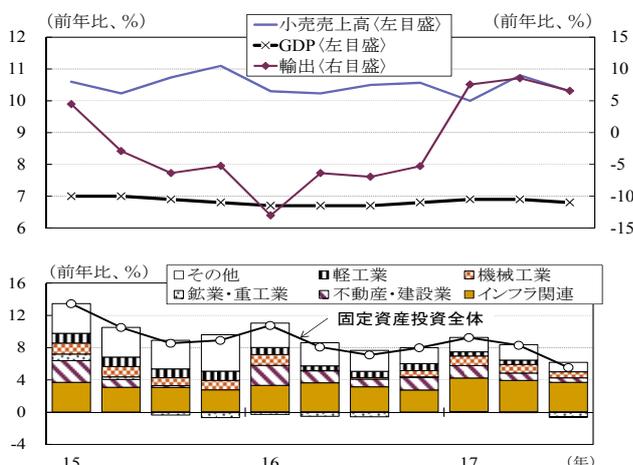
三菱東京UFJ銀行  
 経済調査室  
 調査役 萩原 陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア・豪州経済の見通し」の一部を編集・転載したものです。「アジア・豪州経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2017/index.htm>

中国では2017年7-9月期の実質GDP成長率が前年比+6.8%と前期(同+6.9%)から小幅に低下した。個人消費は堅調を維持し景気を下支えしているが、過剰生産能力の調整に加え、環境規制の強化が鉱業・重工業を中心に生産・投資への下押し圧力となっており、減速感はやや強まる方向にある(図表1、2)。

図表1：中国の固定資産投資とGDP関連指標



(資料) 中国国家统计局等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表2：中国の主な月次経済指標の推移

	2017年				
	6月	7月	8月	9月	10月
輸出(前年比、%)	10.8	6.5	5.1	8.1	6.9
輸入(前年比、%)	17.1	11.0	13.4	18.6	17.2
固定資産投資(都市部) (年初来、前年比、%)	8.6	8.3	7.8	7.5	7.3
小売売上高(前年比、%)	11.0	10.4	10.1	10.3	10.0
工業生産(前年比、%)	7.6	6.4	6.0	6.6	6.2
製造業PMI	51.7	51.4	51.7	52.4	51.6
非製造業PMI	54.9	54.5	53.4	55.4	54.3
消費者物価(前年比、%)	1.5	1.4	1.8	1.6	1.9
生産者物価(前年比、%)	5.5	5.5	6.3	6.9	6.9

(注) 1. 『製造業PMI』、『非製造業PMI』は国家统计局発表の指標。  
 2. 色掛け部分は、伸び率/指数が前月から低下したもの。  
 (資料) 中国国家统计局等統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

習近平総書記は10月に開催された共産党大会で自らの名を冠した政治思想を党規約に盛り込んだ上、政権2期目の指導部における権力基盤も強化した。これに伴い、構造調整に軸足を移すことが予想されるが、社会の安定を考えれば、今後も成長維持への目配りは欠かせまい。政府には景気を支える政策を打ち出す余力があり、また、個人消費の安定拡大基調も考え合わせれば、2018年にかけて減速しつつも通年で前年比+6%台半ばの実質GDP成長率を確保すると予想される。

以下詳細をみていく。前年に続き、2017年も生産能力削減は鉄鋼・石炭で順調に進展している模様で、既に年間目標達成が発表された。政府による査察によれば、一部で過剰生産能力削減が徹底されていないケースが発覚しており、額面通りに受け取り難いところもあるが、鉄鋼・石炭ともに市況および過当競争の改善が進み、利益が大幅に拡大していることは事実である(2017年1-10月の純利益は鉄鋼業で前年比2.3倍、石炭業で同4.4倍)。

こうしたなかで国有企業・民間企業ともに投資は減速傾向が続くと考えられる。昨年来、投資の牽引役であった国有企業について業種別の内訳をみると、昨年はインフラ投資とインフラ以外の第3次産業（主として不動産業）向け投資の寄与がともに大きかったが、本年に入り、まずインフラ以外の第3次産業向け投資の伸びが低下し、次いでインフラ投資もペースダウンしてきた(図表3)。さらに足元では中央政府が地方政府に対してインフラ投資を支えてきたPPP（政府・企業連携）事業の精査と見直しを指示しており、既に事業中断が増え始めている。一方、昨年は低調だった民間投資は、本年に入り、減税効果などもあって持ち直していたが、年後半以降は再度減速傾向にあり(図表4)、デレバレッジに向けた緩やかな引き締めの下での融資難の影響も窺われる。

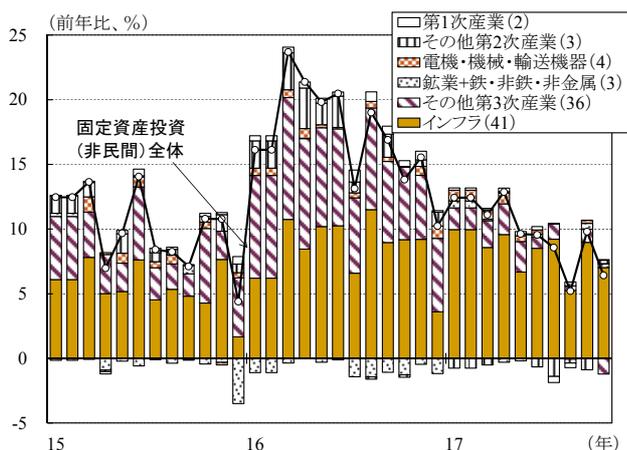
不動産投資についても伸び率は低下しよう。2016年秋以降、住宅価格が高騰した大都市圏における規制導入により需要が中小都市にシフトする形で、中国全体では足元まで在庫削減が進んでいる。本年4月に公表された住宅政策に基づくと、在庫水準からすれば供給拡大の対象となる地域が多いはずであるが、中小都市でも価格上昇に伴う販売規制が広がり続けているため、販売は伸び悩みつつあり、その影響は避けられまい。

輸出については、海外景気の安定はプラスに寄与するものの、資本流出を誘発する大幅な人民元安を政府が容認するとは思えない。このため、増加基調を続けようが、高い伸びは期待し難い。なお、米国との通商摩擦は11月のトランプ米大統領の訪中に合わせ、米中間で2,535億ドルという巨額の商談が成立するとともに、金融業務における外資参入規制の緩和が決定されたことで、当面、激化は回避されたようにみえる。むろん、成約したとはいえ、多くが覚書、協議書といった確約のないものであり、金融規制緩和も今後の運用次第と火種は残っている。

個人消費の堅調は持続されよう。2016年に導入された小型車減税は本年の減税幅引き下げを経て来年には期限切れの見込みである。ただし、自動車販売には2016年後半に駆け込み需要、2017年初頭にその反動が出たものの、その後は安定推移していることからすれば、その影響は限定的とみられる。一方、家具・建築資材等の住宅関連品の伸びは住宅販売の伸び悩みの影響によるペースダウンが顕在化しつつある。とはいえ、都市・農村ともに所得伸び率が緩やかに加速する良好な雇用・所得環境にあること、また、高い伸びで牽引役を果たしてきたインターネット販売は実店舗との融合を通じて一段の活性化を追求していることは安心材料とみることができよう。

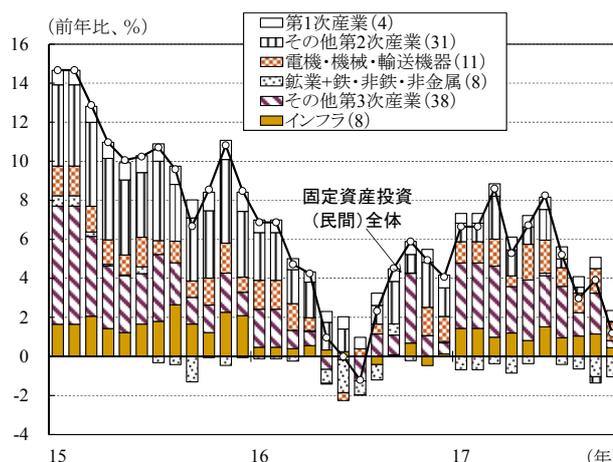
なお、構造調整、特にデレバレッジを急げば、金融・資本市場の動揺や債務拡大に支えられてきた実体経済の失速につながる恐れは否定できない。ただし、主として過剰な生産能力や債務を抱える国有企業部門の改革は急進的な整理・淘汰ではなく、債務の株式化や他企業との合併などマイルドな手法が中心で、強い景気下押し圧力を顕在化させるものではないとみられる。また、最近の当局の動きをみると、安定成長との両立を志向しているようにみえる。9月30日、中国人民銀行（中央銀行）は小企業等向け融資の規模に応じた預金準備率引き下げを2018年初に実施する旨を発表しており、これに伴い、最低でも6,000億元程度の貸出拡大余地が見込まれている。一方、7月の全国金融工作会议（金融政策方針を決定する重要会議で5年に1度開催）で新設が決定した「金融安定発展委員会」は11月8日に初会合を開いた。同委員会は銀行、証券、保険に分かれた金融監督を連携させて効率を高める位置付けである。構造調整の進展とシステミックリスクの回避を目指す習政権のスタンスを窺わせ、その成否は中長期的な中国経済の帰趨に大きく影響してくるものとして注視を要しよう。

図表3：中国の固定資産投資（非民間）



(注) カッコ内の数値は2016年の『固定資産投資(非民間)』全体に占めるシェア。  
(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表4：中国の固定資産投資（民間）



(注) カッコ内の数値は2016年の『固定資産投資(民間)』全体に占めるシェア。  
(資料) 中国国家统计局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表5：アジア・豪州経済見通し総括表

	名目GDP(2016年)		実質GDP成長率(前年比、%)			消費者物価上昇率(前年比、%)			経常収支(億ドル)		
	兆ドル	シェア、%	2016年 実績	2017年 見通し	2018年 見通し	2016年 実績	2017年 見通し	2018年 見通し	2016年 見通し	2017年 見通し	2018年 見通し
アジア11カ国・地域	18.17	100	5.9	6.1	5.8	2.2	1.9	2.2	4,694	3,659	3,534
<b>中国</b>	<b>11.22</b>	<b>61.7</b>	<b>6.7</b>	<b>6.8</b>	<b>6.4</b>	<b>2.0</b>	<b>1.5</b>	<b>1.7</b>	<b>1,964</b>	<b>1,321</b>	<b>1,224</b>
インド(年度ベース)	2.26	12.4	7.1	7.4	7.6	4.5	3.1	4.5	▲152	▲327	▲367
NIEs	2.56	14.1	2.4	2.5	2.4	1.1	1.6	1.6	2,425	2,313	2,352
韓国	1.41	7.8	2.8	2.7	2.6	1.0	1.9	1.6	987	910	903
台湾	0.53	2.9	1.5	2.0	2.1	1.4	1.2	1.3	723	716	730
香港	0.32	1.8	2.0	2.8	2.3	2.4	1.6	2.0	149	89	101
シンガポール	0.30	1.6	2.0	2.5	2.2	▲0.5	0.8	1.4	567	599	618
ASEAN5	2.14	11.8	4.9	5.1	5.1	2.4	3.3	3.6	457	351	325
インドネシア	0.93	5.1	5.0	5.1	5.2	3.5	4.2	4.6	▲168	▲180	▲183
マレーシア	0.30	1.6	4.2	5.2	4.6	2.1	3.9	2.8	69	70	68
タイ	0.41	2.2	3.2	3.5	3.5	0.2	0.7	1.5	482	432	388
フィリピン	0.30	1.7	6.9	6.4	6.3	1.8	3.1	3.4	▲10	▲0	1
ベトナム	0.20	1.1	6.2	6.3	6.4	2.7	3.9	4.2	82	30	51
オーストラリア	1.22	-	2.4	2.4	2.7	1.3	2.0	2.1	▲332	▲371	▲368

(資料) 各国統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : [http://www.bk.mufg.jp/rept\\_mkt/rsrch/index.htm](http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm)



## 人民元為替市場の2017年レビューと2018年の展望

三菱東京UFJ銀行 (中国)

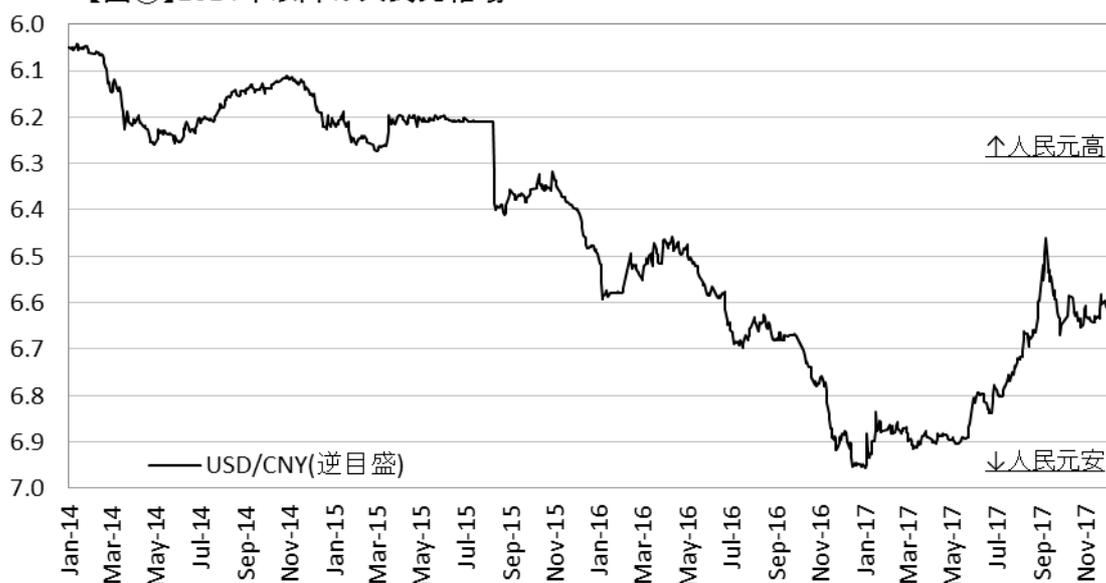
環球金融市場部

企画開発 Gr 宮澤和樹

2017年の為替相場は、トランプ政権の誕生や欧州でのEU離脱の動きなど、政治的なリスク要因を多く抱えながらも、米国の株高や中国の景気底打ちなど、総じて景気が明るさを取り戻していく中で値動きとなった。人民元為替相場も、中国経済の底割れ懸念払しょくと共に、これまでの元安トレンドが終焉したが、その背景には中国人民銀行による様々な規制や政策があった。本稿では2017年の人民元為替相場の振り返りと共に、中国で起きている経済構造の変化も踏まえ、2018年の人民元相場を展望する。

### 1. 2017年のドル人民元相場

【図①】2014年以降の人民元相場



出所: Bloombergより作成

#### 2017年第一四半期

約3年間続いた元安トレンドが終焉。2014年の6.03から2016年12月の6.96まで、対ドルで約14%減価したことになるが、7.0という大台を目前に、2016年12月の中間値参照バスケット通貨拡大や、海外不動産や株式投資目的の人民元売り外貨買いの禁止による資本流出規制、為替の介入等、様々な規制や政策が打ち出された。一方、市場参加者の間では中国の外貨準備高の減少や中国の景気底割れ懸念から元安観測を払拭できず、7.0の大台阻止を図る当局と市場参加者の元安懸念が拮抗し、6.90中心のレンジ相場となった。

#### 2017年第二四半期

レンジ相場に変化をもたらしたのは、5月25日に発表された中間値の参照レート提示ロジックの変更である。中間値を算出する際に景気の強さ弱さを反映させよ、というのが変更の趣旨であるが、新方式による中間値設定が元高を引き起こしていく。尚、この時期、海外ではトランプ政権に対す

る不安や反 EU 政党の躍進等政治リスクが強く意識されたが、中国については経済成長への懸念が幾分和らぐ状況にあり、そうした外部環境も人民元高を支えた。

### 2017年第三四半期

7月に入ると元高が加速する。中国人民銀行が公表する中間値が人民元高方向で設定されるとの思惑に加え、人民元買い外貨売り介入の憶測も幾度となく流れた。元高はかなりのスピードで進み、9月の初旬には約1年半ぶりに6.50を上回る元高を記録したが、金融機関に課されていた「人民元先物売りコストを20%から零%に引き下げる」との発表を機に、相場は一気に反転。市場参加者は、元安阻止として打ち出された規制の事実上の撤廃を、当局による元高是正と読み取り、人民元は9月末には6.68まで調整した。

尚、7月に「債券通 (Bond Connect)」という仕組みが導入されたが、これは海外の投資家が中国国内の債券投資をするチャンネルを拡大するものであり、中長期的な人民元需要を支えるものとして市場は好感した。

### 2017年第四四半期

国慶節明けからは、共産党大会を前に元安の流れも一巡し、6.60~6.65のレンジで推移。海外では米国株 (ダウ) が連日最高値を更新するなど、ドル高の要素はあったものの、共産党大会以降も人民元相場に大きな方向感はず、総じてなご相場となった。

【図②】2017年の値動きとイベント



出所: Bloombergより作成

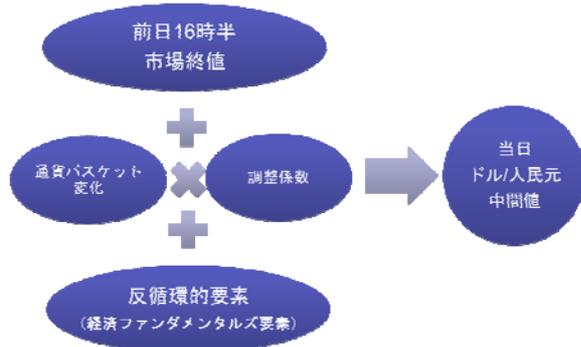
## 2. 当局による為替市場への関与

人民元為替相場において、当局の規制や関与が相場の方向に大きな影響を与える。2017年の人民元相場については、7.00以上の元安、6.50以上の元高にそれぞれ歯止めをかけるべく、当局が発揮した3つのイニシアチブを振り返る。

2014年の年初から続いた元安トレンドに急ブレーキをかけたのは、資本流出規制の強化と介入を通じた為替市場での需給調整である。海外投資への規制強化により、中国からの対外直接投資は明らかに減少。投資フローに一定の歯止めをかけたことで、人民元の需給は明らかに変わったと言える。この時期は政策を総動員して元安防衛を図った時期であり、例えば、2017年1月は17営業日中11日に渡り、介入が観測されたとも言われている。また、5月末の香港オフショア人民元資金市場において、月末超えの短期金利市場で一時100%超に引き締まる等、資金市場をも巻き込んで元高を押し進め、結果として7.00以上の元安を阻止した。

2 つ目のイニシアチブは中国人民銀行が毎朝発表する中間値の計算ロジックの変更である（【図③】）。2015年8月の対ドルレート切下げ以降、中間値の算出方法の変更は複数回行われており、変更自体は特に珍しいものではないが、今回の5月の変更は人民元高方向への明確なバイアスを算出モデルに追加するもので、従来の「ボラティリティ抑制」「他通貨の追加による通貨バスケット内のドル比率下げ」を目的とした変更とは一線を画すものであった。追加されたのは、「逆周期因子」という概念で、経済ファンダメンタルズの要因を加味するというものである。通常、為替の動向を考える際、経済の強弱や二国間の金利差等を考慮するが、「逆周期因子」とは、経済が強い時には人民元が強く、弱い時には人民元が弱いという一般的な概念を中間値計算に取り入れるというものである。この「逆周期因子」には非対称性があり、通貨バスケットが元高方向に動いたときは小さく、元安方向に動いたときは大きく加えられるという特徴がある（【図④】）。このような特徴を踏まえ、中間値が元高方向に誘導されるのではないかと憶測もあり、相場が大きく動き出した。当時の要人発言等を振り返ると、この算出方法変更の背景には、中国経済が上向いてきているにも関わらず、人民元安の水準が続いていることに対する当局の思いがあったのではなかろうか。また、発表のタイミングも、ムーディーズによる格下げ発表や、将来の米国政策金利引き上げ、4月～6月の外資系企業の配当金送金見合いの人民元売り等、実需面からも人民元安に動きやすい時期を踏まえ、先手を打つ意図があったと推測する。

【図③】中間値計算ロジック



【図④】逆周期因子の中間値への影響



出所: CFETSより作成

3 つ目のイニシアチブは9月8日に発表された「外貨リスク準備金の事実上の撤廃」である。そもそも「外貨リスク準備金」とは、2015年8月に導入され人民元先物売りの金額に20%を乗じた額の米ドルを、1年間無利息で中国人民銀行に預け入れるという金融機関に課せられたルールであり、人民元売りコストを付加することで元安抑制を意図したものである。9月の発表では、準備金率を20%から0%に変更したが、確かに本制度導入時点の人民元が6.70近辺であったことを考えると、6.50までの人民元高はこの施策の撤廃に十分であり、寧ろ、中間値変更後の元高の勢いを見て、元高阻止に当局が急いで動いたとも考えられる。

尚、為替市場への関与とは別に、今後の需給に変化を与える施策として、7月より開始された「債券通」がある。国外投資家が香港経由で中国本土の債券に直接投資する際の手続きを大幅に簡素化したこの制度により、域外投資家の債券保有額は徐々に拡大しつつある。人民元の需給は、中国企業の国際競争力の向上や海外買収など、中国自身による人民元売りという側面がある。「債券通」は、中国国内に資金を呼び込む施策であり、中長期的には為替需給の面から為替の安定をもたらすことが期待できよう。

### 3. 中国経済の構造変化

2017年、中国経済は予想以上の持ち直しと言えるだろう。人民元相場を議論する時、見解が割れるのは中国経済に対する見通しである。海外の市場参加者からは「過剰」の解消と「人民元安」がセットで表現されることが多い中国経済ではあるが、着実に進む内需を中心とした経済構造への変化は、この国が果たして自国通貨安を志向するのかを考える上で重要な要素と考える。

外需主導から内需主導への変化は着実に進んでいる。改革開放以来、「世界の工場」として製造業を中心に外国資本を取り入れ、安価な労働力を用いて製品を製造し、それを輸出することを主な成長モデルとしてきたが、賃金や製造コストの上昇により成長モデルの効果は薄れ、製造現場での産業用ロボットの導入、進出した外資系企業の内販比率上昇など、着実に変化が起きている。

【図⑤】は実質 GDP 成長率に占める消費と投資の割合を示すが、2014年半ば以降消費の割合が着実に増加していることがわかる。経済の牽引役として、かつて主役であった投資は「過剰」の調整で影を潜めつつ、「内需」主導の経済に変化することで、目標とする6.5%の成長を実現している。

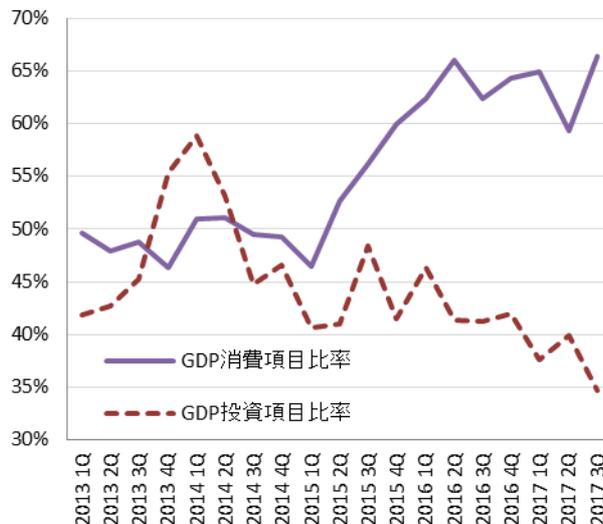
【図⑥】は中国国内の産業構造の推移であるが、第三次産業へのシフトは顕著であり、産業の高度化に伴い賃金は改善し、都市化を伴い消費を下支えする。【図⑦】は中国国内の1人あたりの実質可処分所得の推移を示した。産業構造のシフトに伴い人々の所得は増加し、前年比で10%という消費の伸びを支えている。

中国に暮らすと、特にソフト面でのこの国の進化の速さを感じる。固定電話の普及率が低いのが故に、一気にスマートフォンの普及が進み、それに伴うサービスは世界のトップクラスに躍り出た。抱える潜在内需と、過剰という言葉在天秤にかけると、中国国内では内需を強く意識する状況が多い。5月24日の中間値算出方法の変更も、当局が中国経済の変化と人民元相場の違和感を感じていたとすれば、それは内需主導への変化ではなからうか。

### 4. 2018年人民元相場見通し

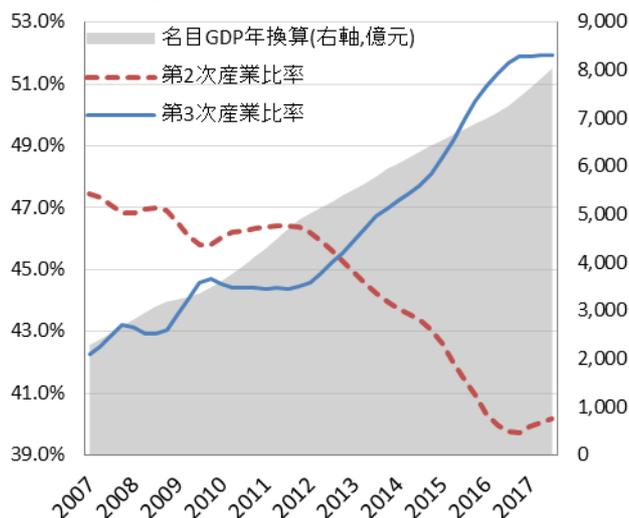
2018年は緩やかな元安基調を予想する。2017年の人民元相場を考える際、5年に一回の共産党

【図⑤】中国GDPにおける消費と投資の割合



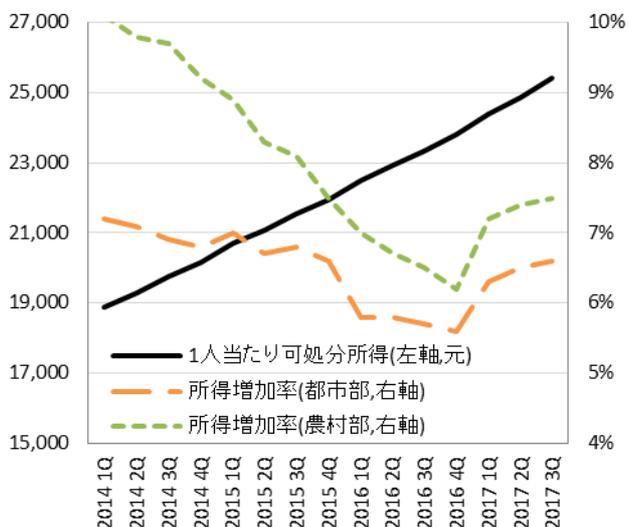
出所: CEICより作成(季節調整済み)

【図⑥】名目GDPにおける産業割合



出所: 国家統計局より作成(季節調整済み)

【図⑦】可処分所得と所得増加率の推移



出所: 国家統計局より作成(季節調整済み)

大会までは経済の安定成長と人民元の安定を実現するだろうという点を強く意識した。「人民元国際化」については、この一年寧ろ後退の感があり、今後各種規制が段階的に撤廃されていく過程では人民元安に動くと考え。また、経済成長そのものも6.5%という目標に収束し幾分減速するであろう。その際には、経済ファンダメンタルズをより反映する仕組みを中間値に取り入れたことで、人民元相場は元安に動こう。中国人民銀行が11月に公表した第3四半期の金融政策報告の中では、「人民元の双方向への柔軟性を増大させながら相場を安定的に維持するとの方針」が表明されており、2018年の値動きは、一方的なトレンド相場というよりは、2017年のように元高・元安双方向への動きを予想する。

尚、米国の政策金利引き上げは今後二年間で約3%まで見込まれている。2017年12月に米国が25bpの利上げを行った当日、中国人民銀行も5bpの利上げを行った。中国は融資総量のコントロールを中心にデレバレッジを進めており、金利による政策運営は極めて慎重と見える。米国と中国に共通するのはインフレが落ち着いていることであり、金融政策発動までの時間的余裕はある。米国で緩やかな利上げペースが見込まれる中、中国の慎重な金利運営スタンスは元安材料となろう。

## 5. 終わりに

国家の発展を通じて「中華民族の偉大なる復興」を達成しようという習近平が掲げたスローガンであるが、為替はどのような役割を演じるのであろうか。

中長期的に安定した通貨となる為には、現在の資本流出規制のような政策を継続していくことは困難であろう。為替は需給であり、中国国内向け直接投資が頭打ちのように、資金流入を躊躇される仕組みを維持することは、外貨準備などを使った介入というコストを払い続けなければならない。ただ、世界経済を見通すと、内需主導の経済を志向できるのは米国と中国以外にはない。米国は税制改革も含め製造業の国内回帰を、中国は新エネルギー車推進等のように産業政策を通じた国内産業育成を目論んでいる。需要を捉える為に資金が向かうというのは自然の流れであり、特に生産コスト面でも比較優位にある中国は、その内需を求めた資金の流れから人民元需要が高まる位置にある。中国が求めなくとも人民元の国際化は進むとすれば、ディレギュレーションは徐々に進めればよい。国内需要が腰折れないうちに資本流出のハードルを下げることで、国外投資家の対中投資意欲を刺激し資本流入をもたらし、人民元は安定する。性急に動かなくとも人民元は安定し、人民元の国際化は進む、これが当局の思いではなかろうか。

2018年は改革開放40周年、2019年は建国70周年、2021年は中国共産党成立100周年という節目の年が続く。いつまでに人民元の国際化に取り組むかのヒントは、2016年10月に加入したSDRにあるまいか。SDRとはIMF(国際通貨基金)が定める世界の主要通貨(米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド、人民元)で構成された仮定の準備通貨であり、SDRに組み込まれることは即ち、その通貨が国際的に信認を得ていることの証である。SDR構成通貨の見直しは2021年に行われる。その時に人民元が国際的に信認された真の主要通貨である、こんな時間軸で人民元を考えてはどうだろう。

以上

(連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部

宮澤 和樹

E-mail:Kazuki\_Miyazawa@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2963



## 「華南ビジネス最前線」 第35回 ～中国進出における CEPA の優位性と最新の動向

三菱東京UFJ銀行  
香港支店  
業務開発室

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両面を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第35回目となる今回は、香港政府と中国商務省が「中国本土と香港の経済・貿易関係緊密化協定(CEPA)」の枠組みの下、新たに「投資協議」と「経済技術提携協議」に調印した内容について取り上げます。

\*\*\*\*\*  
(ご質問内容)

最近、CEPA で新たな協議が締結されたと聞きました。その内容について教えてください。また、中国進出にあたり、CEPA の枠組みでの進出には依然優位性があるのでしょうか？

\*\*\*\*\*

6月28日、香港政府と中国商務省は「中国本土と香港の経済・貿易関係緊密化協定」(以下、CEPA)の枠組みの下、新たに「投資協議」と「経済技術提携協議」に調印しました。「経済技術提携協議」は即日発効し、「投資協議」は2018年1月1日から施行され『香港サービス提供者<sup>1)</sup>』の自由貿易・投資範囲が更に拡大されることとなります。

一方で、外商投資企業の中国進出のハードルは年々低下しつつあり、中でも、自由貿易試験区(以下自貿区)では、一般地域と比べ更に低い条件での市場参入が可能となっています。

本稿では、CEPAによる開放の歴史を簡単に振り返りつつ、新たな協議締結による開放分野、及びCEPAの優位性について考察します。

### 1. CEPAについて

CEPAは、香港原産の製品と香港サービス業の中国本土でのビジネス拡大を目指した、香港と中国本土間の自由貿易協定です。2003年の本文調印以降、10の補充協議が追加され、うち、貨物貿易では、2006年1月から全ての香港原産貨物に対しゼロ関税を適用することとなりました。一方、サービス貿易分野においては、補充協議で徐々に開放を進め、2014年には、CEPAの枠組みを基盤に「広東省と香港のサービス貿易の自由化を基本的に実現する協定」(以下「広東協定」)に調印し、香港企業に対する広東省域内でのサービス貿易自由化を基本的に実現しました<sup>2)</sup>。当該開放措置は、2015年に調印された「サービス貿易協定」により既に中国本土全域に拡大しています。

<sup>1)</sup> 香港で設立され、3年以上の事業実績を有し、香港の法律に従って法人税を納税し、事務所を所有或いは賃借し香港で従業員(過半数は香港住民)を雇用する企業を指す。

<sup>2)</sup> WTOが定める160分野のサービスのうち、香港に対して153分野(95.6%)で全面または一部開放済み。

CEPAの基本要素	
貨物貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>2006年1月1日より、CEPA原産地規則に合致する全ての香港原産貨物に対し、中国への輸入関税はゼロを適用（中国の法律法規で禁止する、および国際公約履行のための輸入禁止貨物を除く）</li> </ul>
サービス貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国本土市場参入における優遇措置の拡大（独資経営可能、持株比例の緩和等）</li> <li>専門資格の相互認証 等</li> </ul>

なお、香港政府によると、中国本土市場への進出にあたり、『香港サービス提供者』認定を取得した香港企業はこれまでに1,800社を超え、企業合計で約60億人民元の関税節税を享受したとされています。

## 2. 中国進出、CEPAで出るか自由貿易区で出るか

外商投資企業の中国進出にあたっては、通常、「外商投資産業指導目録」に基づき投資可否を判断しますが、2013年、上海に初設置以降、全国11ヶ所にまで拡大した自貿区では、独自にネガティブリストが採用され、一般地域と比較して外商投資企業参入のハードルを下げ、更なる投資誘致を図っています。

当該ネガティブリストは、今回のCEPA新協議公布に先立って更新されており、外商投資企業投資プロジェクトのうち、27項目の特別管理措置がネガティブリストから削除され、より一層参入条件が緩和されています。しかしながら、CEPAと自貿区ネガティブリストを比較すると、サービス業での中国進出形態条件では、下図の通り、未だCEPAに若干の優位性があります。

### 【CEPAと自貿区ネガティブリストにおけるサービス業での進出条件比較（抜粋）】

領域	内容	CEPA	自貿区
法務サービス	法律サービスの提供	合作	駐在員事務所のみ
通信サービス	付加価値通信サービス	独資 (深圳前海と珠海横琴のみ)	外資比率 50%まで
管網設備	都市ガス、熱及び給排水管網の建設及び運営	独資 (広東省内且つ人口が100万人以下の都市)	中国側持分支配
保険業務	保険会社、保険代理店の設立	独資	管轄政府の許可に基づく
医療サービス	医療機関	独資	合資・合作
航空輸送サービス	航空機の整備・修理	独資	合資・合作
文化サービス	出版物の印刷	出資比率 70%まで (深圳前海、珠海横琴のみ)	中国側持分支配
	映画館の建設及び経営	独資	中国側持分支配
	音響・映像製品の出版及び製作業務	独資	禁止
	公演代理機構の設立	独資	中国側持分支配

### 3. CEPAにおける2つの新協議内容

#### (1) 投資協議

「投資協議」ではCEPAのネガティブリストを、従来のサービス業から、製造業、鉱業及び固定資産投資といった非サービス業にまで初めて拡大しており、香港企業は、ネガティブリストに記載された26の指定項目以外の非サービス業への投資において、中国内国民待遇が享受可能となっています。また、CEPAの枠組みでは、中国は香港に「最恵国待遇」を与えるとしていることから、中国が自国の領域内で、第三国に更なる待遇を提供する場合には、引き続き香港に対しても自動的にその待遇が与えられています。

特定産業への進出形態に関する今回の「投資協議」の内容と自貿区ネガティブリストを比較したものは下図の通りで、いずれもCEPAの枠組み内での優遇が見られます。

【CEPAと自貿区ネガティブリストにおける特定産業（非サービス業）への進出条件比較】

領域	CEPA	自貿区
グラファイトの採掘	更なる優遇措置	政府の審査許可
タングステンの精錬		
船舶（ブロックを含む）の製造		中国側持分支配
幹線・支線航空機の製造		
3トン級及びそれ以上の民用ヘリコプターの製造		
一般航空機の製造	合資・合作	
石油、天然ガス、炭層ガスの採掘	合資・合作 (中国国民に完全に開放された後)	認証企業と生産物分与契約を締結する形の合作のみ

#### (2) 経済技術提携協議

「経済技術提携協議」は、香港企業向けの具体的な参入措置を示す「投資協議」と異なり、香港と中国の経済及び技術に関する提携を強固にするために、CEPA及び各補充協議に基づき締結したものです。

当協議では、香港と中国の結びつきを重視した、より緊密な協力方針を示しており、専門職業サービス、金融サービス、観光サービス及び科学技術革新など、多岐にわたる分野での提携強化を強調しています。また、当協議の「一带一路」及び「粵港澳大湾区」プロジェクトに関する章では、香港が当該プロジェクトに参加するにあたり、共同プラットフォームと相互情報交換システムの強化等、中国とより緊密な協力を推進することを奨励しています。

### 4. まとめ

CEPAによる更なる中国マーケットの開放は、香港企業の中国投資に様々な優遇を与え、両地域間の貨物及びサービス貿易をより一層便利かつ自由なものとしてきました。自貿区ネガティブリストが外商投資企業に対する制限を更に開放することにより、CEPAによる外商投資企業の中国への進出に対する優位性は薄れつつあるものの、今回の「投資協議」におけるサービス産業以外の分野に対

する開放は、両地域での更なる投資自由化に向けた一つの重要な進展といえます。

また、CEPAの更新は、中国政府が「第13次五ヵ年計画」で掲げる中国の香港に対する支持強化と、「一带一路」及び「粵港澳大湾区」における香港の国際金融、物流・貿易センターとしての地位確立という、中国の国家発展に向けた戦略に合致しており、中国政府が香港を特別な場所として重視する姿勢が垣間見えます。外商投資企業が新たな開放分野で中国という巨大マーケットへの進出を検討するにあたっては、香港サービス提供者としてCEPAの枠組みでの進出の優位性を確認し、積極的に香港拠点を活用した投資スキーム構築をすることも一つの選択肢と考えられます。

(本稿は香港の隔週誌香港ポスト2017年9月22日号掲載分を一部修正したレポートです)

三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：hiroki\_kawakami@hk.mufg.jp

TEL：852-2249-3002

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



## 税務会計: 中国税関が実施するロイヤリティ調査の現状について

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

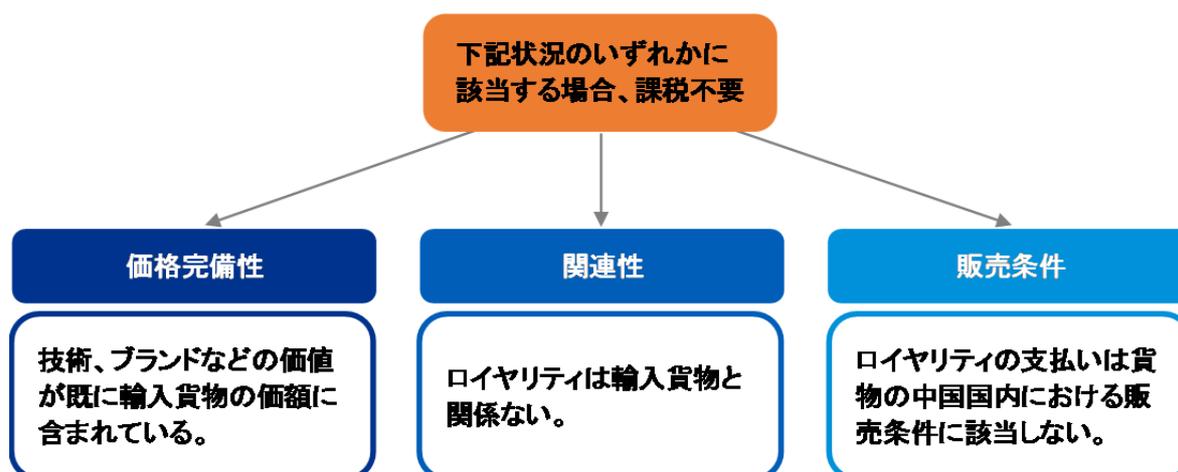
中国税関は直近 2 年間にわたり、自動車と電子業界をはじめ多くの業界を対象に全国でロイヤリティに対する輸入税金の追納調査を実施してきた。従来は、製薬、化学工業、自動車部品業界などの外国投資企業が主な対象であったが、最近では、税関総署の指揮の下、関連企業を含むグループの指定や、その他の政府機関の関与によってロイヤリティの送金額の規模により対象企業を選ぶなど、業界範囲は広くなる一方で、対象企業と調査内容は絞られて実施されるようになってきている。また、税関規定の中に、新しく定められた「自主的な開示」という管理手段の使用など、調査プロセス及び調査結果の審査に対する新しい管理方法も全国的に導入されている。

多くの日系企業はロイヤリティを親会社に支払っており、ロイヤリティの問題は非常に重要視されている。企業が追加納税をすることになった場合、過去三年間という調査対象期間、及び将来年度も同じ扱いになるため、長期間にわたり、処理結果がグループ企業に影響を与えていくことが考えられる。ロイヤリティを課税価格に加算すべきであると税関から判断された場合、企業グループの中国事業は経営上マイナスの影響を受けかねない。

### 関連税関規定の内容

中国税関が公表した現行の税関法令のうち、税関総署第 213 号令「中華人民共和國税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(以下、「課税価格査定弁法」)だけが唯一、ロイヤリティに関する条文を定めている。

条文の判断要素をまとめると以下の内容になる。



条文の詳細について、

課税価格査定弁法第十一条：取引価格を基にして輸入貨物の課税価格を査定する際、当該貨物の実際に支払った、又は支払うべき価格に含まれていない下記の費用、または価値は課税価格に計上しなければならない。

(三) 買手が売手にまたは関係者に、直接または間接的に支払うべきロイヤリティ。但し、下記の一つにでも該当する場合、除外とする。

1. ロイヤリティは当該貨物と関係がない。
2. ロイヤリティの支払いが、当該貨物の中華人民共和国国内へ輸入販売する条件になっていない。

上記1のロイヤリティは当該貨物と関係があるかないかについて、第十三条において、より明確にされている（注意：ここでは、技術使用料とブランド使用料のみを記載）。

第十三条 下記の条件の一つにでも該当するロイヤリティは、輸入貨物と関係があると見なされる。

- (1) ロイヤリティは特許権またはノウハウ使用権の支払いに用いられ、且つ輸入貨物が下記の状況の一つにでも該当するものである場合
  - 1) 特許またはノウハウを含む場合
  - 2) 特許またはノウハウを用いて製造される場合
  - 3) 特許またはノウハウの価値を実現するために、特別に設計または製造される場合
- (2) ロイヤリティはブランド（商標）使用権の支払いに用いられ、且つ輸入貨物が下記の状況の一つにでも該当するものである場合
  - 1) 商標が表示されている場合
  - 2) 輸入し、商標を貼り付けた後、直接販売できる場合
  - 3) 輸入する際、商標の価値が既に輸入品に反映され、簡単な加工を行い、商標を貼り付けた後、直接販売できる場合

上記2のロイヤリティの支払いが、当該貨物の中国へ輸入販売する条件になっているかどうかについて、第十四条で理論上の判断条件が定められている。

第十四条 買手がロイヤリティを支払わないと輸入貨物を購入することができない、または当該貨物が契約で定められた条件で取引ができない場合、ロイヤリティの支払いは、輸入貨物の中華人民共和国国内へ販売する条件となる。

過去において、税関総署が公開した価格査定弁法の主旨、法律根拠、詳細解釈をまとめた《審価弁法及び解釈》によると、前項の第十三条の(1)について、以下のように説明している。

#### 特許またはノウハウを含む場合

特許またはノウハウを含むものは、輸入貨物にも特許またはノウハウを含んでいる。例えば、外観に特許を有する貨物、ある専用性能を有する貨物などは輸入貨物にも特許またはノウハウを含んでいると認定すべきである。

#### 特許またはノウハウを使って製造される場合

特許またはノウハウを使って製造されるものは、輸入貨物自身は特許製品ではないが、特許またはノウハウを使って製造されたものとなる。

#### 特許またはノウハウの価値を実現するために、特別に設計、または製造される場合

特許またはノウハウの価値を実現するために特別に設計または製造したものは、輸入機械、設備（生産性貨物）などがあり、特許またはノウハウの価値を実現するための生産に使われるもので

ある。本条項にて強調された内容として、輸入機械、設備などの生産性貨物は専門的に設計または製造されたものである。輸入機械、設備などの生産性貨物が汎用設備であれば、それらの輸入貨物はロイヤリティと関係がないと認定できる。しかし、輸入機械、設備の一式の各構成部分は汎用設備であるが、各部分を組み合わせたものは特許またはノウハウに関係している。または、機械、設備の一式が特許またはノウハウの標準に合致する証拠がある場合、当該輸入貨物はロイヤリティと関係があると認定されるべきである。

### 企業が直面する難題

実務上、企業と税関、さらに異なる税関が査定に使用する判断基準の解釈は異なり、過大解釈されているケースも多く見られる。

まず、ロイヤリティが輸入貨物に関わっているか否かは、税関と企業（特に生産型企业）の間で見解が異なっていることがよくある。とりわけ、技術支援に関するロイヤリティと製造用の輸入材料との関連関係についての見解の違いは顕著である。例えば、輸入事業者がサプライヤーに商品を発注する場合、実務上、部品の規格や品質基準書を送付するが、サプライヤーに技術特許やノウハウを供与したと見なされ、ロイヤリティの支払いは輸入部品と関連関係があると認定され、更正されることがある。また、ロイヤリティの支払いが販売条件であるかどうかについて、中国税関は実務上ほとんど考慮していないようである。

上記の事項を含めて、税関調査の際、企業との見解の違いが目立つ。納税者である企業は、税関の要求に対して抗弁できる環境にいるとは言えないため、調査に対応する難題が沢山ある。

例えば、

#### 見解の違いによる難題

- ロイヤリティ契約書には、明確に中国での生産技術の提供と記載しているが、提供する図面などに輸入貨物が含まれた場合、関係があると認定されるべきか。
- サプライヤーに商品を発注する場合、部品の規格や品質基準書を送付するだけで、サプライヤーに技術特許やノウハウを供与したと見なされるべきか。
- 海外の本社が、知的財産を保護するために、中国で特許登録をしたものがある。その中に、輸入品も対象になっているだけで、追徴の根拠の一つにする判断は、合法性と合理性があるかどうか。
- 輸入設備が専用設備であるだけで、特許またはノウハウの価値を実現するために特別に設計または製造されたと判断できるかどうか。
- 輸入原材料は汎用であり、ブランドも付与されていない。しかし、包装に本社の商標がプリントされているため、ブランド使用料と関連するという不利な証拠にされるのは合理的かどうか。
- ロイヤリティ契約は輸入品に触れておらず、ロイヤリティの支払額と輸入品の輸入高とも比例関係ではないが、ロイヤリティの支払いが販売条件になっていないという主張は無視される。当該判断標準に対する分析は、中国税関は実務上ほとんど考慮しない。

#### 担当税関の実務経験レベルによる難題

- 調査において、企業との交渉が難航になった場合、税関の中には、行政管理の立場を利用して、通関業務に圧力を掛けて、企業の妥協を要求することも見られる。
- 調査対象取引が、関連者取引である場合、移転価格の議論も関わってくる。しかし、税関担当者のレベルによって、議論が複雑になり、実現可能性が低い資料の要求や、プライシングポリシーの提示など、要求が煩雑になり、正規な移転価格理論を使用して説明することは難しい。
- 課税価格査定弁法第十一条の（四）に、売手が直接、または間接的に買手から、当該貨物の輸入後の販売、処分、または使用で得られた収益を取得した場合、当該収益も申告価格に加算さ

れるべきと言う定めがある。実際、一部の税関が調査の際に、輸入貨物だけに焦点を当てず、ロイヤリティの内容とプライシングポリシーに関心を持ち、支払いに対して合理性がない場合、転売収益などとして追加徴税を主張することも増えている。

#### 法律規定などの欠陥による難題

- ▶ 企業は調査の結論に納得しない場合、上級税関に行政異議申し立てというプロセスを踏まないと、法廷での訴訟を起こせない。但し、殆どの場合、担当税関の直接上級税関も案件にある程度関わっており、結論が変わることはなく、効果は期待できない。
- ▶ 行政規定には、調査開始から、結論が出るまでの、税関に対する期限の強制規定がないため、殆どの案件は長期化され、企業及び担当者にとって重い対応負担となる。
- ▶ 追加納税が決められた場合、追加課税額の算出方法に関する規定は存在せず、規範化されていない。そのため、税額に対する影響によって、双方が交渉して決め、計算式の合理性は追求できない場合がある。
- ▶ 税関から見ると、輸入品及びロイヤリティ契約に関するビジネス上の背景と海外企業の事情などの事実は、企業からの一方的な説明にすぎず、信憑性の判断は難しい。企業としては、税関対応を想定しながらビジネスを行い、各種準備をしてきたこともないため、疑問を提示されてもどのように説明、証明すれば良いか分からない。
- ▶ 中国の税関と税務局は、共にロイヤリティ、関連取引に対して関心がある。しかし、各自の考えと要求は異なり、政府機構間の意思疎通の体制は構築されていないため、企業がコンプライアンスを改善することには限界がある。

2017年の調査は、税関総署がロイヤリティに関する自主的な開示による調査行動という形で全国で大規模に展開し、ロイヤリティと関係があるほぼ全ての自動車輸出企業などを対象とし、自主申告と税関再調査を結合する方式を取った。各地の税関が説明会を開催し、「査察通知書」若しくは「価格質疑通知書」を企業に交付する手段も含めて、各地で調査を展開し、企業に大きな圧力を与えている。また、一部の税関が査察を展開するにあたり、第三者仲介機構に作業を委託している（一部は企業が依頼することを要求）。

ロイヤリティを主要な対象とする調査ではあるが、多くの税関は企業にロイヤリティを含む非貿易（サービス）送金に対する自主的な開示を要求している。また、一部の税関は企業に一般貿易、加工貿易保税業務、及び減免税輸入設備に対する全般的な自主開示を要求している。

税関の規定によると、自主的な開示の定義は、輸出入貨物がリリースされた後、輸出入貨物の受取人、発送人や委託を受ける通関業者は行政法規、規則と規範性文書の要求に基づき、自主的に又は仲介機構に委託し、関連する輸出入行為のコンプライアンス全体をレビューし、違反疑い、納付漏れ或いは他の事情を発見する場合、自主的に書面で税関に報告することを言う。

しかし、一部の地域では、企業が問題を検出していない場合でも、税関は自主的な開示報告書という形で提出を要求する。また、問題の検出はないという内容の報告書は拒否され、直接輸入貨物を専用と汎用によって分けた上、追加納税のプロセスに進むことを強要する税関もある。

また、税関総署は昨年、「中華人民共和国税関輸出入商品通関単の記入規範」の改訂に関する税関総署2016年第20号公告を公布した。「ロイヤリティの支払の確認」項目を増やし、ロイヤリティを税関の日常管理項目に加えた。今年、税関総署が2017年第13号公告を公布し、記入要求をさらに改定し、ロイヤリティなどの項目の申告規範を明確にした。このため、企業は、調査を受けた段階、または毎年の追加申告の対応だけが求められるのではなく、輸入申告時の正確な判断と記載する義務も要求されるようになった。

## WCO のアドバイザー・オピニオン 4.17 の影響

世界税関機構 (WCO) ・関税評価技術委員会 (TCCV) は、2017年5月8日から12日までベルギー・ブリュッセルで第44回の会議を開催し、商標権およびライセンスに関するロイヤリティの新たな取扱事例を検討した。世界税関機構 (WCO) の審議会の承認を経て、アドバイザー・オピニオン 4.17 として発行し、WCO 関税評価ガイダンスに解釈として追加された。

### 1. 事例紹介

輸入国に所在する甲社 (輸入者、購買者、ライセンサー) と輸出国に所在する乙社 (輸出者、販売者、ライセンサー) がライセンス契約 (以下、「契約」) を締結した。同契約は、甲社が、ライセンサーのブランドやシステムを利用して、店舗運営を許諾した契約書である。詳細は下記のとおりである。

契約上のブランドとは、店舗運営に使用される登録商標、サービスマーク、トレードマークであり、システムは商業システム及び店舗運営に使用する業務システムである。

甲社は、契約に従い製造された商品を店頭で販売する。商品の製造に使用する特定の輸入原料は、乙社の品質基準を維持するため乙社または乙社が許可した第三者サプライヤーから輸入しなければならない。ただし、当該輸入原料は特許技術を含まず、他の知的財産権の保護対象とならない。

甲社は、契約に従い乙社のブランドやシステムを使用して、甲社の各店舗の総売上高の一定割合に応じてロイヤリティを乙社に支払っている。

### 2. 関税評価技術委員会 (TCCV) の結論

上述の輸入原料は、乙社または乙社が許諾した第三者サプライヤーから輸入すると定められている。しかし、乙社の品質基準を満たすため、輸入材料自体は乙社の商標を付与したものでもなく、特許対象商品でもない。また、乙社の技術ノウハウで製造されたものでもない。そのため、甲社が支払うロイヤリティは輸入貨物 (輸入原料) と関連関係はない。

契約上のロイヤリティとは、甲社が製造・販売するために使用する乙社が供与したブランドやシステムの支払い対価である。甲社が当該ロイヤリティを支払わない場合、その生産・販売において乙社のブランドやシステムを使用することができない。しかし、契約上では同一条件で当該輸入貨物 (輸入材料) を購入することは可能である。このため、甲社の支払うロイヤリティは、輸入貨物 (輸入材料) の販売のための取引条件とはならない。

TCCV は当該事例が「関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)」で明記されている課税価格の加算要素となるロイヤリティ条項には該当しないと結論付けている。したがって、甲社が支払うロイヤリティは、輸入貨物の課税価格には加算されるべきではないと判断した。

中国は WTO 加盟国として、ロイヤリティを輸入貨物の課税価格に加算すべきかを判定する現行法令について、「WTO 関税評価協定」(1994年・関税及び貿易に関する一般協定第7条) を基にして制定している。世界税関機構 (WCO) のアドバイザー・オピニオンは、中国税関の実務ガイドラインではない。しかし、新たに追加された具体的な取扱事例は、ロイヤリティの問題に対する税関と企業の見解の相違を解決するために有益となるであろう。

### KPMG の所見

「課税価格査定弁法」および「WTO 関税評価協定」は、ロイヤリティが輸入貨物と関わっており、かつ、輸入貨物の取引条件として支払う場合、課税価格の加算対象になると同じ主旨を記載している。

しかし、実際の中国での運用、解釈、行政管理の特異性によって、前記の見解の相違や、税関が真相を判明する際の困難と、納税者が立証責任を押しつけられた場合の対応難題に関する実務の指針や、規範化されたルールが欠けているため、今後もロイヤリティ調査に関する企業の懸念は残るであろう。

世界税関機構 (WCO) が公表したアドバイザー・オピニオン 4.17 は、中国税関の法執行の法的根

拠ではない。しかし、理論的根拠として税関と企業の類似した事案の取り扱いに有用な情報を供するものである。

また、2017年10月24日、中国税関が提供した移転価格事例をWCOの関税評価技術委員会の第45回の会議にて、多国籍企業の移転価格に対する審査の取り扱い事例と解釈として採用された。そのため、今後もWCOのガイドラインに沿って、規定と実務の合理性と実施可能性を高め、規範化、国際的に共通した管理と判断が期待される。

その実現には時間を要すると考えられ、現時点でのトラブルの事前予防と問題発生時の対応を以下のように提案する。

- ▶ グループ企業間で使用するロイヤリティ契約をレビューし、正文、または添付に税関規定に反すると誤解されやすい表現、輸入貨物に関する記載があるかどうかを確認する。
- ▶ ロイヤリティ契約を基に、現地に提供する技術の内容、現地法人としての必要性、提供記録などを整理し、できればロイヤリティ料率を決める際の移転価格に関する合理性分析資料も準備する。
- ▶ グループで中国において登録済みの特許、専用ノウハウをリスト化し、それらとロイヤリティ契約の対象技術、輸入貨物に係る特許とノウハウとの関係を整理する。
- ▶ 中国現地法人に販売する貨物の価格構成を分析し、プライシングポリシーを明確にすることによって、輸入申告価格の公正・妥当性を証明する。
- ▶ 中国現地法人に販売する原材料、部品、設備、金型など、種類を分けて、専用、または汎用の区別分析、市場価格があるかどうか、または第三者販売価格があるかどうかを確認する。
- ▶ 税関の要求を満たすのみではなく、積極的に自社の状況を点検して、税関規定、実務に照らし合わせて、リスクが高い事実と、有利な証拠として使える素材を事前に把握、整理し、指摘事項に対する回答を準備した上、必要な改善、対応を事前に検討する。
- ▶ 中国現地法人が準備する移転価格資料は、場合によっては、税関に提出する必要があるため、作成する際、税関及び税務当局の両機関の要求に配慮し、できれば両機関共に受け入れられる取引価格を確定しておく必要がある。
- ▶ 調査を受けた際、個別質問、要求に対応するだけでなく、会社の事実とポジションを整理し、将来の交渉を見込んだ上のリスク試算と対応戦略を構築する。

KPMGが提案する税関コンプライアンス対応の仕組みは、現地法人が受動的に税関の要求に合わせて資料を作成する、調査で交渉を行う方法だけではなく、可能な場合、本社、中国の統括会社、現地法人、及び必要に応じて専門機構の助けも借りながら、事前、事中、事後の共通作業によって、問題の事前防止、リスクの最小化、影響が拡大されないための事後対応が必要になる。

例えば、

▶ 日本本社

税関ロイヤリティ調査に対する統一の対応方針を決定し、中国現地企業の資料収集と作成をサポートし、有力な証拠資料を提供する。

▶ 中国における地域統括企業

中国における各現地企業の状況を把握し、統一の方針を持ちながら、企業間の情報交換や対応方針を調和する。

▶ 中国現地法人

グループ全体の方針に基づき、関連資料の収集と作成、所管地税関と直接意見交換を行う。

▶ KPMGなどの外部専門機構

グループ全体の状況を把握する。関連資料をレビューし、全般的な税関への対応策の作成に協力した上、各現地企業と税関との交渉をサポートする。

中国の税関が通関一体化改革を実施したことにより、現在の業務重心は通関プロセスから、貨物が

リリースされた後の、企業全体に対する管理に移ってきた。その際、ビッグデータの利用、企業の自主開示制度の導入、外部仲介機構の起用、さらに各税関管理上の重要事項に対する全国的な統括管理なども要求されている。

多国籍企業は、海外の本社も含めて、グローバル全体での税関リスクを有効に管理し、その変化を敏感に読み取り、事前準備とビジネスの調整を含む全体的な管理が必要である。KPMGは、今後も適時に情報を発信し、有効な事前対応の構築、調査を受けた際の対応サポートなどを行っていく。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場 第二期 29F

Tel : +86-21-2212-3678

E-mail : [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱東京UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

### 国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。